

排水基準の一部改正

1 背景

本市では、特定事業場から公共用水域に排出される水について、国の定める排水基準（水質汚濁防止法）に基づき東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例施行規則により排水基準を定めています。排水基準は、東近江市環境審議会の意見を聴いて定めることとしており、今回、国の定める基準が見直されたことから基準の項目等について施行規則を一部改正するものです。

2 改正箇所

排水基準は、東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例施行規則別表第3で定められており、改正内容は下記のとおりです。

- ① 水質汚濁防止法の排水基準見直しに伴い改正するもの
別表第3－1（5） その他の項目に係る排水基準

別表番号	改正前		改正後	
	項目	許容限度	項目	許容限度
第3－1（5） その他の項目に係る排水基準	大腸菌群数	1 立法センチメートルにつき 3,000 個	大腸菌数	1 ミリリットルにつき 800 コロニー形成単位

3 改正スケジュール

令和6年10月3日 環境審議会 諮問
環境審議会 答申
(答 申 後) 規則改正
令和7年4月1日 施行（予定）